

対象地域：北海道

再生課題：湿原生態系の保全再生、森林の保全再生

くしろ しつげん
釧路湿原自然再生協議会

再生
目標

ラムサール条約登録前（1980年以前）のような、この地域に本来生息している生きものたちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。



釧路湿原は、約25,800haに及ぶ我が国最大の湿原であり、広大な集水域を有しており、釧路湿原特有のタンチョウ、キタサンショウウオ、イトウ、カブスゲ群落（ヤチボウズ）などを含む多様で貴重な野生動植物が生息・生育しているほか、保水・浄化機能や遊水池としての洪水調節機能、景観資源・観光資源としての機能等を有しています。

しかし、経済活動の拡大に伴い、湿原面積が著しく減少するとともに流域からの土砂や栄養分の流入によって、湿原生態系の変容が進んでいます。そこで地元住民、NPO、専門家、地方公共団体、国など多様な主体の参画により、湿原の再生に向けた取組が進められています。

自然再生の手法

- 森林の保全再生により流域の保水能力、土砂流入防止機能を向上させる
- 湿原周辺の未利用地等で湿原の再生を図る



地域産種子による苗畑



蛇行河川の復元

- 事務局
国土交通省北海道開発局釧路開発建設部
環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道釧路総合振興局
- 対象地域
北海道
(釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村 等)
- 協議会：
H15. 11. 15 設立
- 全体構想：
H17. 3. 31 策定
H27. 3. 16 変更
- 実施計画：
H18. 1. 31 策定 (雪裡・幌呂地域)
H18. 1. 31 策定 (南標茶地域)
H18. 2. 28 策定 (達古武地域)
H18. 8. 1 策定 (茅沼地区旧川復元)
H18. 8. 1 策定 (久著呂川)
H19. 9. 6 策定 (雷別地区)
H24. 5. 30 策定 (幌呂地区)
H25. 2. 19 策定 (達古武湖)
H29. 7. 7 策定 (ヌマオロ地区旧川復元)
R 2. 10. 23 策定 (釧路川支川再生)
(R7. 3現在)